宮崎県新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部設置要綱

令和2年5月14日総合政策部総合政策部総合政策課

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症による投資や消費の減退、雇用への悪影響等 に対応するため、経済・雇用対策を全庁的に推進する組織として、宮崎県新型 コロナウイルス感染症緊急経済対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 経済・雇用対策に係る総合調整に関すること。
 - (2) 経済・雇用対策に係る情報収集、情報交換に関すること。
 - (3) その他、経済・雇用対策に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集する。
- 2 会議の進行は、本部長が指名する本部員が行う。
- 3 本部の会議には、本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

- 第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要と認めたときに招集する。
- 4 幹事会の進行は、幹事長が行う。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させること ができる。

(事務局)

第6条 本部の事務及び庶務を処理するため、総合政策部総合政策課に本部事務 局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 目

- 1 この要綱は、令和2年5月14日から施行する。
- 2 宮崎県経済・雇用対策推進本部設置要綱(平成25年1月15日定め)は、 廃止する。

別表第1(第3条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務等 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、

別表第2 (第5条関係)

幹事長	総合政策部長
幹事	総合政策部次長(政策推進担当) 総務部次長(総務・市町村担当) 危機管理局長 福祉保健部次長(福祉担当) 環境森林部次長(総括) 商工観光労働部次長 農政水産部次長(総括) 県土整備部次長(総括) 会計管理局次長 企業局総務課長 病院局次長 教育庁教育次長(教育政策担当) 警務部長